

平成29年度予算編成方針（平成28年11月18日変更）

我が国の経済情勢について、内閣府が公表した9月の月例経済報告では、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」との判断を示しました。

国においては、平成29年度予算の概算要求に当たり、経済財政運営と改革の基本方針2016を踏まえ、「経済・財政再生計画」に則り、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

茨城県においては、持続可能で健全な財政構造の確立に向けて、歳出改革・歳入確保などの財政構造改革を進めながらも、防災体制の強化や、茨城県総合計画に掲げる「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」づくりを目指し、各種施策を一層推進するとしています。

つくば市においては、歳入面で、人口増加やつくばエクスプレス沿線開発の進展に伴い、個人市民税や固定資産税については増加が続いており、一般財源は、前年度を上回ると見込んでいます。しかし、地方交付税は、合併算定替え終了年度にあたり大幅な減額が見込まれ、今後の見通しについては、予断を許さない状況です。

一方、歳出面では、市民が安全・安心に暮らせるよう、防災・防犯体制の強化、子育て支援のため、民間保育所定員の拡大、高齢化の急速な進展のため、保健、介護や福祉などの事業、つくば市の特色ある教育の充実や人口増加に対応するため、小中学校の整備などに着実に取り組まなければなりません。

さらに、つくば市は、「環境モデル都市」として、市民、企業、大学・研究機関、行政が連携したオールつくばで、温室効果ガス排出量を大幅に削減する取組みを引き続き積極的に進めています。

また、つくば市は、平成29年11月に市制施行30周年を迎えます。これまでの先人達の努力によって発展してきたつくば市を、さらに前進させ、次の世代に引き継がなければなりません。

今後も、大規模国家プロジェクトにより誕生した知的集積「つくば」は、新しい産学官連携をさらに推進し、科学技術のまちとして我が国の成長・発展に貢献していきます。

市財政を取り巻く環境は、決して楽観視できるものではありませんが、**市民第一の市政実現のため**、次に掲げる方針を基本として平成29年度予算編成に当たるものとします。

1 予算編成の基本的な考え方

(1) 市民第一の市政実現のため、「徹底した行政改革」「安心の子育て」「頼れる福祉」「便利なインフラ」「活気ある地域」「誇れるまち」の6つの柱と、25分野82項目の政策を実現するため、重点的かつ優先的に取り組むものとする。

(2) つくば市未来構想に掲げる「住んでみたい 住み続けたいまち つくば」の実現に向けて、つくば市戦略プランにおいて策定した13の基本施策を着実に推進するものとする。

なお、つくば市戦略プランの推進体制としては、組織横断的な取組が求められていることから、関係各課との連携を十分に図りながら推進するものとする。

- ・健康・福祉サービスを強化する
- ・教育日本一を目指し教育内容を充実する
- ・スポーツと文化・芸術を振興する
- ・共生のまちづくりを推進する
- ・防災力・防犯力を強化する
- ・交通環境を整備する
- ・魅力ある居住・交流環境を創出する
- ・低炭素化に貢献する
- ・自然環境を保全・活用する
- ・産業競争力を高める
- ・科学技術をまちづくりにいかす
- ・つくばの魅力を発信する
- ・自立した行政運営を推進する

(3) 特に、つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標・基本施策については、重点的かつ優先的に取り組むものとする。

- ① つくばの特性をいかした産業競争力の強化で、しごとをつくる
- ② 結婚し、子どもを産み・育て、健康に生活できる環境をつくる
- ③ 交流・居住環境の魅力を高め、つくばにひとを呼び・ひとを留める
- ④ 公共交通網で結ばれた安全で安心な地域をつくる

- (4) 行財政改革を推進するため、歳入・歳出の両面から思い切った見直しを行うとともに、「選択と集中」の観点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、市民が真に求めているものを重点的に施策化するものとする。

2 予算要求に当たっての基本的留意事項

- (1) 引き続き、枠配分方式による予算編成を行うので、より効率の高い予算編成実現のため、従来の概念にとらわれることなく柔軟な発想で、見直しを行うものとする。

特に、所期の目的が達成された事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、縮小を前提に、重点的に見直しを行いスクラップアンドビルドを徹底すること。

つくば市の将来に向けて有効な新規事業については、積極的に取り組むこと。ただし、その目的、必要性、費用対効果等について十分に精査すること。また、後年度のランニングコスト等が過重な財政負担とならないように留意すること。

- (2) 国・県の補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。ただし、要求時点で制度の確定していないものは、現行制度で見積もること。

- (3) 受益者負担については、単に歳入の確保という観点からではなく、非受益者との公平性の確保という観点から適正化を図るものとし、定期的な見直しを実施すること。

- (4) 各種補助金については、公益性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、到達目標や終期を設定するなど徹底した見直しを行うこと。

- (5) 行政の軽量化及び効率化を推進し、市民サービスの向上を図るため、事務事業について民間活力の積極的な導入を図ること。

- (6) 行政評価の結果を十分に反映させること。

- (7) 特別会計、公営企業会計に対する一般会計からの負担については、原則として繰出基準に基づくもののみとし、それぞれの会計において収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。

- (8) 職員提案等による有効な施策については、積極的にその実現を図ること。